

令和4年度 第2回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

開催日時 : 令和4年10月14日(金)
午前10時から午前11時30分
開催場所 : 川口市役所第一本庁舎
6階 601大会議室

■出席委員

加藤分科会長、剣持副分科会長、飯塚委員、岩井委員、岡田委員、菊池委員、笹川委員、竹田委員、辻委員、長沢委員、水越委員、宮崎委員、山南委員

■欠席委員

佐藤委員、根本委員

■事務局出席者

子ども総務課：秋葉次長、松下課長補佐、仲田主任、田頭主事、鈴木主事補
子育て支援課：蛭名課長、後藤係長
子育て相談課：横野次長、今井係長
保育運営課：内田次長、井藤係長
保育幼稚園課：長澤次長、木内係長
青少年対策室：大澤室長
地域保健センター：中森センター長補佐
生涯学習課：太田次長
学務課：石田係長

■傍聴者：0名

■配付資料

次第

資料1 (仮称) 川口市子ども条例の検討状況について
資料1(参考) (仮称) 川口市子ども条例 子ども向けアンケート調査結果について等
資料2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
資料2(参考) 本市の子どもの数と出生数の推移等

1 開会

2 子ども総務課長あいさつ

3 児童福祉専門分科会長あいさつ

4 議事

議題（１）（仮称）川口市子ども条例について

○事務局

資料１について説明。

○委員

第１０条の「子どもが安心して過ごし健やかに成長できる環境づくり」について、例えば昔ながらの遊びの場を提供することも大切だが、それだけではなく、オンラインゲームやインターネットによるトラブルにも注目してもらいたい。トラブルを未然に防いだり解決したりすることを各家庭だけの責任にせず、公共の場でも見守れるような仕組みがあると、多くの保護者の助けになると思う。

○事務局

第１０条第３項に「子どもが犯罪、交通事故及び有害環境による被害から守られ」という規定を設けており、有害環境の中にSNSやオンラインゲームによる影響も含まれているということで検討してきた。ただ、説明の中には明記されていないため、表現を検討していきたいと考える。

○委員

１点目として、第３条の説明のうち、「子どもの居場所などの環境づくり」について、具体的にどのようなことをするのか聞きたい。

２点目として、第１０条の説明の中で、子どもが遊べる場所として「イイナパーク川口」が挙げられているが、イイナパーク川口の周辺は交通量が多く、子どもに危険が及ぶのではないかと思っている。安全性などについて具体的に調査されたのか聞きたい。

３点目として、第１１条の説明の中で、ヤングケアラーについて触れられているが、川口市には現在どれくらいの子どもの該当しているのか、分かれば教えてほしい。

○委員

今お話があった第３条の環境づくりについて、児童館・児童センター、放課後児童クラブ、イイナパーク川口、公園などは想定できるが、その他にはどのような施設を想定しているのか、イメージを具体的に説明してほしい。

○事務局

１点目の環境づくりについては、例示していただいたとおりの施設をイメージしているほか、現存する施設の内容の見直しや、今後の子どもを取り巻く環境に応じた新しいかたちの施設の必要性も、今後検討していかなければならないと考えている。

２点目のイイナパーク川口については、ご意見いただいたとおり、車で行くような場所だというイメージがあり、我々も周辺の交通状況は承知している。説明には、子どもが遊べる場所として新たに整備された施設でもあることから、分かりやすい例示として記載させていただいた。

何か追加したほうがよい説明があれば検討させていただきたくので、ご意見をいただきたい。

○委員

子ども会として開催するイベントについて、コロナ禍で参加人数が制限される中で、イイナパーク川口のような無制限に人が集まる場所を会場としてもよいのか、悩むところである。特に、パーキングエリアと隣接しているため、子ども以外に一般のかたも来園することや、園内に大きな池があることから、子どもにとって危険性があると感じる。条例の説明の中で、遊び場の具体例として固有名詞が挙げられることで、イベントの開催場所として使わざるを得なくなってしまうかもしれないので、表現の工夫を検討してもらいたい。

また、過去にイベントで川口市立グリーンセンターを利用していたが、昨今は工事によって利用が制限されていることと、リニューアルされたことで、子どもの遊び場でありながらも団体で遊べる施設ではなくなってきたのではないかと思う。子ども会と市の間で、そのあたりの具体的な話ができるとうれしい。

○委員

市が子ども会などの地域団体と連携し、イベント開催や子どもが遊べる場所づくりを進めていくことによって、既存の地域の活動が活性化するという点でよろしいか。現在は施設が十分に整備されていない状況であり、地域団体の活動が廃れていってしまう懸念があるということだと思う。

○事務局

建物としての施設ではなく、事業を行うための場所が不足しているということについて、いただいたご意見をもとに考えさせていただき、条例の中でどのように反映させるかについて検討していく。

また、別の問題点として、地域団体が実施している事業に対し、市として今後どのようにサポートしていくのかを考えていきたいと思う。

○事務局

3点目のヤングケアラーの具体的な人数については、国や県が既に実態調査を行っているが、川口市でも今年、川口市立の小学5・6年生、夜間中学校を除いた中学生全学年及び川口市立高等学校の全学年並びに関連する教職員など約2万7,000人に対して実態調査を行う。調査の結果を受けて人数を把握する予定である。

○委員

条例制定後の政策についてのご意見だが、条例を作って終わりではなく、アンケートなどによって政策の効果を確認・検証することを、計画の中に入れておいてほしい。

また、第10条に関する説明にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが例示されていることについて、多くの都道府県や市区町村で人手不足になっているようだが、川口市ではどのような状況か聞きたい。この説明に記載されているにもかかわらず相談先として機能しないようなことがあってはならないし、公開することで一般のかたからの質問があるかもしれないので、答えられるようにしておくとうれしいと思う。

○事務局

条例制定後の検証については、我々も非常に大切なことであると考えているので、具体的な方法を検討していきたい。

また、スクールカウンセラーは教育委員会が配置しており、詳細な人数はお答えできないが充実は図られている、または図るように努められていると考えている。

○委員

学校教育部指導課の教育研究所にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されており、各学校が色々な問題をそこに相談している。学校現場からは、現時点では対応に著しい遅れはないが、今後更に問題が増えてくれば人材の充実を図っていく必要があると感じている。

○委員

令和4年度第3回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(仮称)子ども条例検討部会においても、障害のある子どもや学習が遅れる子どもなどに関する相談機関について、相談までの時間をどう短縮するか、また、条例制定後に制度をどう充実させていくかが課題だという議論になった。

○委員

第15条に「連携を図り協力して取り組むものとする」とあり、ニーズに対して施策に不足があれば拡充していくということは読み取れるが、そのような市の姿勢を条文に明記できるとよいのではないか。

○事務局

社会情勢などに変化があった場合に条例を改正することは考えられるが、それを条文の構成として表現することはあまり前例がない。しかし、そのようなご案内は必要だと思うので、条文以外のところで示していきたいと考えている。

○委員

第1条に「すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現」とあり、この条例案は子どもを保護する・支援するという立場で作られているものなので、義務には触れなくてよいのかもしれないが、やはり権利と義務は表裏一体だと思われる。そのため、7ページのコラムの「自分らしく育つ権利」に、「主体性、責任を持って行動できる」や「社会の一員であることに自覚を持って活動できる」という意味合いが含まれるとよいと思う。

また、第11条の「未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる」について、支援が必要な子どもだけではなく、普通に育っている子どもが、社会の一員だと自覚して生きていけるような意味合いが含まれるとよいと思う。

保護と支援だけでは幼稚な子どもが増えてしまう気がするのと、子ども自身にも自分で育つ力があるので、どう育ったらよいのかという視点があるとよいのではないか。

○事務局

ご指摘のとおりこの条例案は子どもを保護する立場からの視点が多く、子どもの自立という、子どもを主体として見たときの視点が不足しているかもしれない。この条例の検討は、「子どもの権利を守りましょう、子どもを一人の主体として社会全体で守っていきましょう」ということから始まっているため、このような内容になっている。貴重なご意見をいただいたので、検討させていただき、変更があったらお示しする。

○委員

第2章「責務及び役割」の中で、第5条には保護者への支援の内容が詳細に取り上げられている一方で、第7条には、育ち学ぶ施設等で働く人たちへの支援について規定されていない。特に、乳児や幼児の施設等には学校のような特別学級がないため、それらの施設等の職員は、発達障害のある子どもへの配慮をしながら、子どもたちの主体的な学びや生活を支援していかなければならない。現場としては、条例によって責務と役割だけを一方的に押し付けられ、窮屈になってしまうのではないかと感じた。育ち学ぶ施設等で働く人たちへの支援について、条例に含めることはできないか。

○事務局

第7条には育ち学ぶ施設等の関係者が努めるべきことを規定しているが、第4条第2項に、「市は、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等の関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うものとする」と規定しているため、こちらから読み取っていただければと思う。

○委員

第9条に「市は、安心して子どもを産み育てることができるよう」とあるが、安心して産み育てる者が誰かという主語が入っていないが、これまで検討されてきたか。

第3条の「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」について、7ページにコラムとして子どもの権

利に関する説明があるが、これを条文に明記することは検討されてきたか、また、子ども向けに作る文書の中に権利の説明を明記するのか知りたい。

○事務局

第9条の主語についてはご指摘のとおりだと思うので、分かりやすい表現を検討して、主語を明示したいと考える。

第3条「基本理念」の中で、子どもの権利4つを含めることについて検討はあったが、もとより条約に明示されているため、市の条例とは別にして、権利について周知したいと考えている。また、子ども向けには、より分かりやすく広報しようと考えている。

○委員

第2条に「育ち学ぶ施設等」と定義されているが、施設だけが育ったり学んだりする場所なのではなく、家庭、地域、社会なども当てはまると思う。第6条に市民の役割として「まちや地域は育ち学ぶ場であることを認識し」などと入れるとよいのではないか。

○事務局

当初は学校や保育所など限られた施設等を示す表現になっていたところ、活動している団体という意味も含まれるというご意見をいただいて、現在の表現に変更させていただいた。今のご意見も非常に大切な考え方であり、書き加えることも必要だと感じたので、分かりやすい表現になるよう検討させていただく。

○委員

川口市は相談窓口や公園などの体制や設備が整っている方だと思うが、利用方法や存在が知られていないことが多い。昨今は、スマートフォンを使ってインターネットで検索するかたが多いと思うが、市のイベント情報はなかなか出てこない。お得でためになるイベントをやっているにもかかわらず広く知られていないことは、もったいないと感じている。

また、多くの保護者が子育てに関する共通の悩みをもっており、回答も共通している。相談窓口の現場の負担を軽減する観点からも、一般的な相談に対する回答をあらかじめホームページなどに整備しておくことで、個別の相談ではより深い内容を話すことができるようなシステムがあるとよい。これを条例に入れるかどうかは別として、今後の施策に盛り込んでもよいと思う。

○事務局

広報の方法については、現在も色々な媒体を通じて行っているが、必要な時に必要な情報が届いていないのは課題であると考えている。また、子ども条例を作ると同時に、子ども部としても広報を考えていかななくてはいけないと思っている。子どもに関する政策について、国はこども家庭庁を中心として動いていくことになっているところ、川口市には既に子ども部という組織があるので、そこが他の部局を取りまとめていければと考えている。

○委員

現代は育児の社会化と言われるように、子どもの生活も社会化していると思う。子ども条例の中で、子どもの衣食住などの生活基盤や経済基盤は市が担っているところだと思う。また、子どもの安心安全は生活基盤の安定によって守られるものだと思うので、育児の社会化を意識して保護者を支援することも当然重要だが、子どもが文化的な生活を送れているかを意識して条例を制定しなくてはならないと思う。

第10条の「子どもが犯罪、交通事故及び有害環境による被害から守られ」という表現から、子どもが被害者になる場合を想定していることが読み取れるが、加害者にもなりうるという視点も持っていないと思う。

また、第8条で「事業者は、雇用する従業員が当該従業員の子ともと過ごす時間を十分に確保し」とあるが、18歳未満の子ども自身が働いていることもある。先日行った子ども向けアンケートの対象やその保護者のみを想定するのではなく、幅広い人を想定しているという可能性を含めてほしいと思う。

子どもの生活について、家庭に期待できない部分は市や子ども会、放課後児童クラブが支援している

と思うが、学校だけだと生活の視点が乏しく、保育園から生活を守っていく視点がないと、健全な子は育たないし人のために働くような子は育っていかないと思う。

ヤングケアラーは子どもによる無償労働だと思うので、市としてヤングケアラーに援助していくというのであれば、見えない仕事を課せられている子どもたちにも向き合っていくってほしい。

○事務局

「生活」というワードはこの条例案の中にはないが、社会生活、地域生活、家庭生活、学校生活など、全体的に生活にかかわる内容になっていると思う。条文に「生活」という言葉を入れればよいわけではないと考えているので、表現については検討させていただく。

子どもは被害者だけでなく加害者にもなりうるということについて、たしかにそのとおりだと思う。他の委員からもお話があったとおり、子どももひとりの自立した人間なので、守られるだけではないということについても検討させていただきたい。

○委員

児童の権利に関する条約は子ども条例を作る基にもなっていると思うので、この逐条解説を公開するのであれば、7ページの「コラム」という表現に違和感がある。もっと4つの柱をきちんと表示したほうがよいと思う。

子どもたちのために活動しているボランティア団体もあるので、条例のどこかに入れて、市がそれらの団体と連携を図って施策を推進することを規定してもらえるとありがたい。ボランティアは責務や役割に馴染まないため、条文に直接記載することが難しければ、補足や注釈に入れてもよいと思う。

○事務局

児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利については、表現を再度検討させていただく。

ボランティアのことについては、連携先として大変重要だと考えるので、どこかに入れられるよう検討していきたい。

○委員

第7条の育ち学ぶ施設等にボランティアも含まれているのではないかとと思う。

○委員

第18条に「保護者その他の関係者の意見を反映する」とあるが、関係者には一般のかたも含むのか。条の題名「子ども等の意見の反映」が、もう少し子どもをピックアップして、子どもも自由に発言できて自分で考えて行動することができる、という強い意味合いが含まれているとよいと思う。

○事務局

第18条については、委員のおっしゃるとおり、子どもの意見は大切にしなければいけないという市としての考えを強く示している。子ども条例を一般に公開する際には、子どもの意見の大切さについて、より強く皆様に広められればと思っており、子どもに対しても、意見を自由に言ってよいということを分かりやすく示していきたいと思っている。

議題（2）第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

○事務局

資料2について説明。

○委員

近年の出生数の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響として埼玉県や首都圏全体にも起こっている一般的なものなのか。それとも、川口市が特に減っているのか。

○事務局

減少率は自治体ごとに異なるが、全国的に減っている。

○委員

子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成支援事業について、相談員が訪問する対象の世帯は、どのように発見しているのか。民生委員などからの連絡や本人からの相談は考えられるが、それ以外に市として発見する努力はしているのか。

○事務局

子育て世帯訪問事業については現在、養育支援訪問として既に行っている。子育て世帯訪問支援事業の訪問対象となるのは、要保護児童対策地域協議会において支援が必要とされたかたや、乳児家庭全戸訪問に行ったときに、家事援助が必要だと判断されたかた、関係機関からの情報提供を受け支援が必要と判断されたかたなどである。

親子関係形成支援事業に該当する、ペアレントトレーニングについても既に行っている事業であり、市の広報で案内するほか、子育てに関する相談の中で次回開催日を伝えて参加を促し、合意形成が図られれば参加していただくという、双方向で行っている。

○委員

ここに計画として挙げられている事業は、生まれた子どもが対象になっていると思う。しかし、流産や死産をした母親は大きなショックや負担があるので、そういった方々へのケアに関する文言を妊婦健康診査などの中に入れられたら良いと思う。

○事務局

地域保健センターでは、妊娠届を提出された妊婦のかたに対して、専門職の者が面接をしており、その中で流産や死産に関する相談を受けることがある。また、ピアカウンセリングとして、同じような状況になったかたへ相談につなげることもある。

○委員

窓口はどこに行けばよいか。

○事務局（地域保健センター長補佐）

地域保健センターで受け付けている。

○委員

量の見込みと提供体制は、出生数の減少に伴って減ると考えてよろしいか。

○事務局

お見込みのとおりである。

○委員

令和4年4月から産後ケアが始まったが、これはこの計画の中間見直しには含まれないのか。

○事務局

事業としては、通常の母子保健のサービスメニューとして開始されたが、計画の中の指標には入っていない。

○委員

新規・拡充事業の赤ちゃんにつきり応援金は、今までもあったものを、所得制限をなくしたことが拡充の扱いになっているということでよいか。また、保護者からの申請を受けて支給するものか。

○事務局

赤ちゃんにつきり応援金は、所得制限をなくしたことで、子どもが生まれたすべての保護者に行き渡るようになったため、拡充となっており、保護者から申請していただくことになっている。出生届の後に

子育て支援課で児童手当や子ども医療費の手続きをする際、赤ちゃんにっこり応援金の案内をすることで、漏れなく申請していただけるような仕組みにしている。

議題（3）その他

○事務局

議事（3）その他について説明。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

5 閉会